

日本共産党の成宮真理子です。党議員団を代表して、ただいま議題となっております議案14件のうち、第8号議案「京都府国民健康保険調整交付金の交付に関する条例一部改正の件」、第10号議案「京都府立少年自然の家条例一部改正の件」、第15号議案「1級河川畑川河川総合開発工事請負契約変更の件」の3件に反対し、他の11議案に賛成の立場から討論します。

まず第2号議案「平成24年度京都府一般会計補正予算（第3号）」についてですが、府民的な運動とわが党議員団が求めてきた住宅耐震化の支援について、需要にこたえて補助戸数を増やす予算や、通学路の安全対策のため、ガードレール設置などの事業費が盛り込まれており、賛成するものです。

しかし、「植物園北山通活性化事業費」には、反対です。

公立植物園は、公立博物館法に自然系博物館と位置付けられ設置されている、植物の収集・保管・展示を行なう専門機関であり、なかでも、京都府立植物園は国内で最多の保有植物種類、最も長い歴史をもつ公立植物園として、国内外からその役割を高く評価されている、府民の貴重な宝です。この府立植物園を、本来のあり方から大きく逸脱させ、エンターテイメント性ばかりを前面にするような計画は、そもそも認めるわけにはいきません。

今回の事業費では、カフェショップ1か所の整備費が計上されていますが、審議を通じて、実は、府が北山通り側3か所にカフェショップの募集をしていたことが明らかとなり、今後この計画を再開する可能性も否定されませんでした。平成21年に策定した「植物園の整備計画」にもなかったもので、府民の知らないところで、計画変更が進められることは大きな問題があると言わなければなりません。さらに、出店企業の募集では、建物の年間使用料を当初設定の約半額にしたこと、今後、企業が撤退しない保証も不十分であること、カフェショップの整備によって植物園と北山通の集客効果がどの程度向上するかを試算さえ行なわれていないことなどが明らかとなりました。

こうした経過には、他会派議員からも「アミューズメント化が、トップダウンでやられているような気がする。大木を伐採するなどせず、植物園の本来の魅力を生かしたものにすべき。財政優先ではいけない」との主旨のきびしい指摘がありました。

まさに、府がやるべきは、植物園の本来の魅力が発揮されるようにすることであり、そのために、植物園の運営・管理技術の継承、職員体制の充実、後継者の育成などをはかることです。

次に第8号議案「京都府国民健康保険調整交付金の交付に関する条例一部改正の件」についてです。

本条例改正案は、国民健康保険法の改正にともない、都道府県調整交付金を7%から9%に増額するものです。この法改正によって、定率国庫負担は34%から32%へ減額となりました。都道府県調整交付金を増やす2%の引き上げ分は特別調整交付金分となりますが、これは保険財政共同安定化事業の拡充分として、都道府県が財政調整をするためのものであり、給付費を都道府県単位で負担し合うしくみを強化し、都道府県単位の国保一元化をおし進めるものです。

そのうえ、増額される都道府県調整交付金2%の財源は、「年少扶養控除の廃止」にともなう地方税増

収分であり、政府は「子育て支援につかう」と説明していたはずではありませんか。これでは財源としても筋違いと言わなければなりません。

そもそも、減額される定率国庫負担は、すべての自治体に無条件に拠出される部分であり、これを削減すれば、市町村国保はいっそう困難に追いやられてしまいます。あまりに高い国保料や市町村の国保財政の困難などの問題を解決するには、国庫負担を削減するのではなく、抜本的な引き上げこそ必要です。今回の法改正のねらいは、国保の広域化・一元化を推進し、国民に負担増と徴収強化を押しつけ、住民福祉としての国保の役割を切り捨て、徹底した給付抑制に追い込むことにあります。それにともなった条例改正案には、反対するものです。

次に、10号議案「京都府立少年自然の家条例一部改正の件」についてです。

本議案では、南山城少年自然の家を廃止して、るり溪少年自然の家に機能を統合するとしていますが、南山城少年自然の家は、府内に2箇所しかない府立の宿泊型社会教育施設です。府南部地域の小・中学生、高校生の「林間学校」など集団宿泊体験や、障害児・不登校傾向にある児童・生徒のためのキャンプ体験など、府内の学校や子どもたちにとって掛け替えのない役割を果たしており、現在でも年間1万6千人の利用があります。

また、るり溪少年自然の家や他の施設にはない、夜間照明つきグラウンドが隣接している条件もあり、近年では、スポーツ少年団や大学・社会人のスポーツクラブなどの利用も増加しています。さらに、長年、乙訓・山城地域の中学校が参加する駅伝大会も開催されており、関係者からは「他の施設では替えがたい。ぜひ残してほしい」と、廃止に反対する強い声が上がっています。

南山城少年自然の家が果たしてきた役割は、「府民サービス等検討委員会」や「社会教育委員会」の議論でも高く評価されていました。ところが、府や教育委員会は、「廃止」の結論ありきで、「老朽化」や「利用者の減少」などを口実に、青少年社会教育施設を財政と効率を最優先で切りすてるやり方は、あまりにも乱暴と言わなければなりません。

また、南山城少年自然の家の廃止理由の一つに「他府県の利用者が4割」とも説明していますが、知事は6月府議会で、丹波運動公園などの施設整備に関わって、府外からの合宿も誘致したい等の趣旨を答弁しておられ、これではまったく矛盾するではありませんか。

いま、子どもたちの「いじめ・自殺」など深刻な事態が社会問題となるもとの、青少年の豊かな発達を保障する教育的視点に立ち、貴重な社会教育施設である南山城少年自然の家は、「廃止」ではなく施設の存続と機能の充実にこそ、府が果たすべき役割があるのではないのでしょうか。よって、条例改正案には反対です。

次に第15号議案「1級河川畑川河川総合開発工事請負契約変更の件」についてです。

畑川ダムについて、わが党議員団は、計画当初から「ダム建設ありき」の過大な人口予測・水需要予測にもとづくもので、治水対策も河川改修で十分に対応でき、さらに莫大な地元負担増を招くものであるとして、一貫して反対してきました。

本議案は、畑川ダムの本體工事において、「想定外のもろい地層が出てきた」ため追加工事を行なった結果、請負金額をさらに約3億6千万円上乘せするというものです。そもそも、2003年には予定地に断層が見つかり、安全対策も含めた計画変更で、事業費は40億円から77億円へと2倍近くにふくれあがりました。

今回の追加工事は水漏れ対策だといいますが、専門家からも「断層がダムにかかっているならば、水を溜めても断層から水が漏れだす、『水漏れダム』になる恐れがある」との指摘があります。

事業費の急増や、水需要の根拠があまりにもずさんなことに對しては、公共事業評価審査委員会でも、「市民感覚からは隔たりがあつて、極端に言えばダムを2つ造ることにしたぐらいの強烈な印象」「勇氣ある再検討をする必要があるのではないか」といった意見が出されており、だからこそ、住民から裁判に訴えられるような事態になっているのです。

このような「ムダ遣い」の典型で、道理のない事業において、「想定外」などとしてさらなる事業費負担増が行なわれることは、到底、府民の納得は得られるものではありません。よつて本議案に反対するものです。

最後に、一言申し上げます。

本議案では、「消費税の増税中止」「原発ゼロ」を願う府民に對して、知事は「消費税は福祉に反しない」と背を向け、原発の再稼働と存続を容認するという姿勢を示されました。関西広域連合が、財界のねらう「道州制」につながるとの指摘についても、知事は制度問題にすり替えました。

また、本議案の会期中に、民主、自民の党首選挙が行なわれましたが、消費税増税や原発再稼働、オスプレイ配備、TPP推進など、民・自・公による悪政の競い合いに、国民の政治不信は募るばかりです。さらに、「日本維新の会」は、道州制導入、消費税の地方税化、憲法改悪など、民・自・公3党以上の悪政を推し進めようとしています。

来たるべき総選挙では、日本共産党の躍進で、悪政推進勢力に審判を下し、消費税増税中止、原発即時ゼロ、アメリカと財界中心の政治のおおもとを変え「国民が主人公」の新しい政治を実現するため、府民のみなさんと手を携えて、全力で奮闘する決意を述べ、討論とします。ご静聴ありがとうございました。